（公印省略）

神健保医第1717号-3

令和４年２月７日

公益社団法人神戸市民間病院協会

会長　　西　昂　様

神戸市保健所長　楠　信也

「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」等の公布について（周知依頼）

平素より本市の保健行政の推進に御理解、御協力を賜り、厚くお礼申しあげます。

標記のことについて、厚生労働省より通知がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴下会員に通知内容の御周知をいただきますようお願いいたします。

記

１　通知文

令和４年１月19日付医政発0119第９号厚生労働省医政局長　別紙のとおり

２　概要

令和６年４月1日から医師を対象として、労働基準法（昭和22年法律第49号）による時間外労働の上限規制の適用を開始することとする、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第49号）の施行に必要な規定を整備するため、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令」を始めとする計6件として、令和４年１月19日付で公布されたもの。

医務薬務課　医務担当

電話：078－322－6797

E-mail: imuyakumu@office.city.kobe.lg.jp